平成２５年（フ）第１２６号
徳島県板野郡板野町川端字中谷山６番地　川端団地９―31
債務者　和智　義則
1　決定年月日時　平成25年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２７号
徳島県鳴門市大津町矢倉字参の越35番地　市営住宅Ｆ棟21号
債務者　佐藤惠美子
1　決定年月日時　平成25年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１３２号
徳島県徳島市沖浜町北畑496番地の５
債務者　松岡　孝志
1　決定年月日時　平成25年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１３９号
徳島県徳島市南島田町２丁目111番地の１
債務者　**椿**松　広志
1　決定年月日時　平成25年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１４１号
徳島県吉野川市川島町川島367番地
債務者　佐々木愛典
1　決定年月日時　平成25年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１４３号
徳島県徳島市八万町法花谷193番地の２
債務者　髙谷　重治
1　決定年月日時　平成25年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１４４号
徳島県徳島市北田宮３丁目11番46号、旧住所徳島県徳島市川内町沖島422番地の１
債務者　小西　房子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成25年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７２号
福岡県飯塚市潤野933番地222　エルグランデ102
債務者　大迫　香里（旧姓高田）
1　決定年月日時　平成25年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第６８号
兵庫県たつの市揖保川町原748番地３
債務者　田中　福一
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月19日まで　神戸地方裁判所龍野支部

平成２５年（フ）第２９号
兵庫県宍粟市山崎町土万597番地１
債務者　福原　博満
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月19日まで　神戸地方裁判所龍野支部

平成２５年（フ）第３２号
兵庫県南あわじ市榎列大榎列845番地３、前住所神戸市垂水区野田通８番21号　野田ハイツ201号
債務者　片井　雅紀（旧姓樋口）
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月19日まで　神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２５年（フ）第４４２号
神戸市垂水区神陵台４丁目１番45―305号、従前の住所名古屋市港区寛政町２丁目36番地の２　グラン・コート荒子川公園Ⅲ605号
債務者　水井　　剛
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４９４号
神戸市中央区下山手通７丁目18番１―913号
債務者　武井　直之
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４９６号
神戸市北区甲栄台１丁目９番Ａ―108号
債務者　藤田　正美
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４５号
熊本県玉名市岱明町大野下636番地１
債務者　西島　幸徳
1　決定年月日時　平成25年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで　熊本地方裁判所玉名支部

平成２５年（フ）第１３４号
青森市大字新城字山田222番地552
債務者　蝦名　春男
1　決定年月日時　平成25年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１３５号
青森市大字新城字山田222番地552
債務者　蝦名　智子
1　決定年月日時　平成25年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１３２号
青森市大字野沢字沢部17番地４
債務者　渡辺トシヨ
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで　青森地方裁判所民事部破産係